

下水道法・横浜市下水道条例 届出書作成マニュアル

令和6年4月

横浜市下水道河川局
水質課

目次

1. はじめに	1
2. 下水道法等に基づく届出が必要な場合	1
(1) 特定施設を設置しようとする等の場合	1
(2) 除害施設を設置しようとする等の場合	1
(3) 日最大 50m ³ 以上の排水を排除しようとする等の場合	2
3. 届出書の入手と提出方法について	3
(1) 届出書の入手方法	3
① ホームページからダウンロードする場合	3
② 窓口で入手する場合	3
(2) 届出書の提出方法	3
① 窓口で提出する場合	3
② 窓口に郵送する場合	3
③ 横浜市電子申請・届出システムを利用する場合	3
(3) 届出書作成における注意事項	4
(4) 事業場の下水の排除方法（合流式／分流式）を確認する方法	5
4. 特定施設の届出	8
(1) 届出の流れ	8
① 特定施設の設置、構造等の変更に係る届出	8
② 特定施設の使用廃止に係る届出	9
③ 氏名の変更等に係る届出	9
④ 承継に係る届出	9
(2) 届出書の種類	9
(3) 届出書の構成	11
① 事業場を新しく開設して特定施設を設置しようとする場合	11
② 現在設置している特定施設を更新しようとする場合	11
③ 現在使用している特定施設の使用方法等を変更する場合	11
④ 現在使用している特定施設を廃止する場合	11
⑤ 法人代表者の氏名を変更する等の場合	11
⑥ 特定施設を承継する場合	11
5. 除害施設の届出	12
(1) 届出の流れ	12
① 除害施設の設置等に係る届出	12
② 除害施設の使用廃止に係る届出	12
③ 氏名等の変更に係る届出	12
④ 承継に係る届出	12
(2) 届出書の種類	12
(3) 届出書の構成	14

① 事業場を新しく開設して除害施設を設置しようとする場合	14
② 現在設置している除害施設を更新しようとする場合	14
③ 除害施設の増設、改築、届出事項を更新しようとする場合	14
④ 現在使用している除害施設を廃止する場合	14
⑤ 法人代表者の氏名を変更する等の場合	14
⑥ 除害施設を承継する場合	14
6. 公共下水道使用開始の届出	15
(1) 届出の流れ	15
① 公共下水道使用開始に係る届出	15
② 氏名等の変更に係る届出	15
(2) 届出書の種類と構成	15

1. はじめに

本マニュアルは、下水道法及び横浜市下水道条例（以下、「下水道法等」という。）に基づく届出を行うにあたり、必要な書類、図面の種類や作成にあたっての注意事項を取りまとめたものです。

下水道法等の水質基準や届出の義務、下水を流す場合のルール等については、パンフレット「[公共下水道を使用する工場・事業場の皆様へ](#)」をご覧ください。また、個々の書類、図面等の作成については横浜市ホームページ「[届出書等（ダウンロード）](#)」で公開している記載例をご覧ください。

2. 下水道法等に基づく届出が必要な場合

（1）特定施設を設置しようとする等の場合

特定施設をこれから設置する、または、すでに設置している特定施設の使用方法を変更したり使用を廃止したりする事業場は、下水道法に基づく届出が必要です。特定施設とは、水質汚濁防止法施行令別表第1（別表-1）又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2（別表-2）で定めるものを指します。具体的には、パンフレット「[公共下水道を使用する工場・事業場の皆様へ](#)」の p.14～23 をご覧ください。

横浜市内に多く設置されている特定施設は、以下の通りです。

- ・クリーニング店の洗濯機
- ・ガソリンスタンドや自動車整備場の門型洗車機
- ・研究施設の流し台
- ・旅館やホテル
- ・金属製品の酸又はアルカリによる洗浄施設
- ・病院（病床数が300以上のもの）
- ・金属製品製造業又は機械器具製造業等の廃ガス処理施設（スクラバー）

届出の詳細は、「4. 特定施設の届出」(p.8) をご覧ください。

（2）除害施設を設置しようとする等の場合

（1）に該当しない事業場で、除害施設をこれから設置する、または、すでに設置している除害施設の使用方法を変更したり使用を廃止したりする場合は、横浜市下水道条例に基づく届出が必要です。除害施設とは、横浜市下水道条例で定めた水質基準（除害施設設置基準）に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する者が、基準に適合させるために設置する施設を指します。

横浜市内に多く設置されている除害施設は、以下の通りです。

- ・洗車排水などを処理する油水分離槽
- ・工事排水やボイラー排水などを処理する中和処理施設
- ・金属を含む事業場排水を処理する凝集沈殿処理施設

届出の詳細は、「5. 除害施設の届出」(p.12) をご覧ください。

(3) 日最大 50m³以上の排水を排除しようとする等の場合

(1) および(2)に該当しない事業場で、日最大排水量が 50m³以上の事業場、または、水質が一定の要件(表1)に適合しない事業場は、下水道法第11条の2第1項に基づく届出が必要です。

届出の詳細は、「6. 公共下水道使用開始の届出」(p.15)をご覧ください。

表1 公共下水道使用開始(変更)届に係る項目及び水質

項目	水質
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 mg/L 未満
水素イオン濃度 (pH)	5.7 を超え 8.7 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	300 mg/L 未満
浮遊物質 (SS)	300 mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5 [10 ^(*)] mg/L 未満
温度	40 度未満
「 水質基準一覧表 」に掲げる項目	各項目に対応する「除害施設設置基準」

*この〔〕内の水質基準は、既設水再生センター(中部、南部、北部第一、栄第二、港北)に排除する場合に適用する。

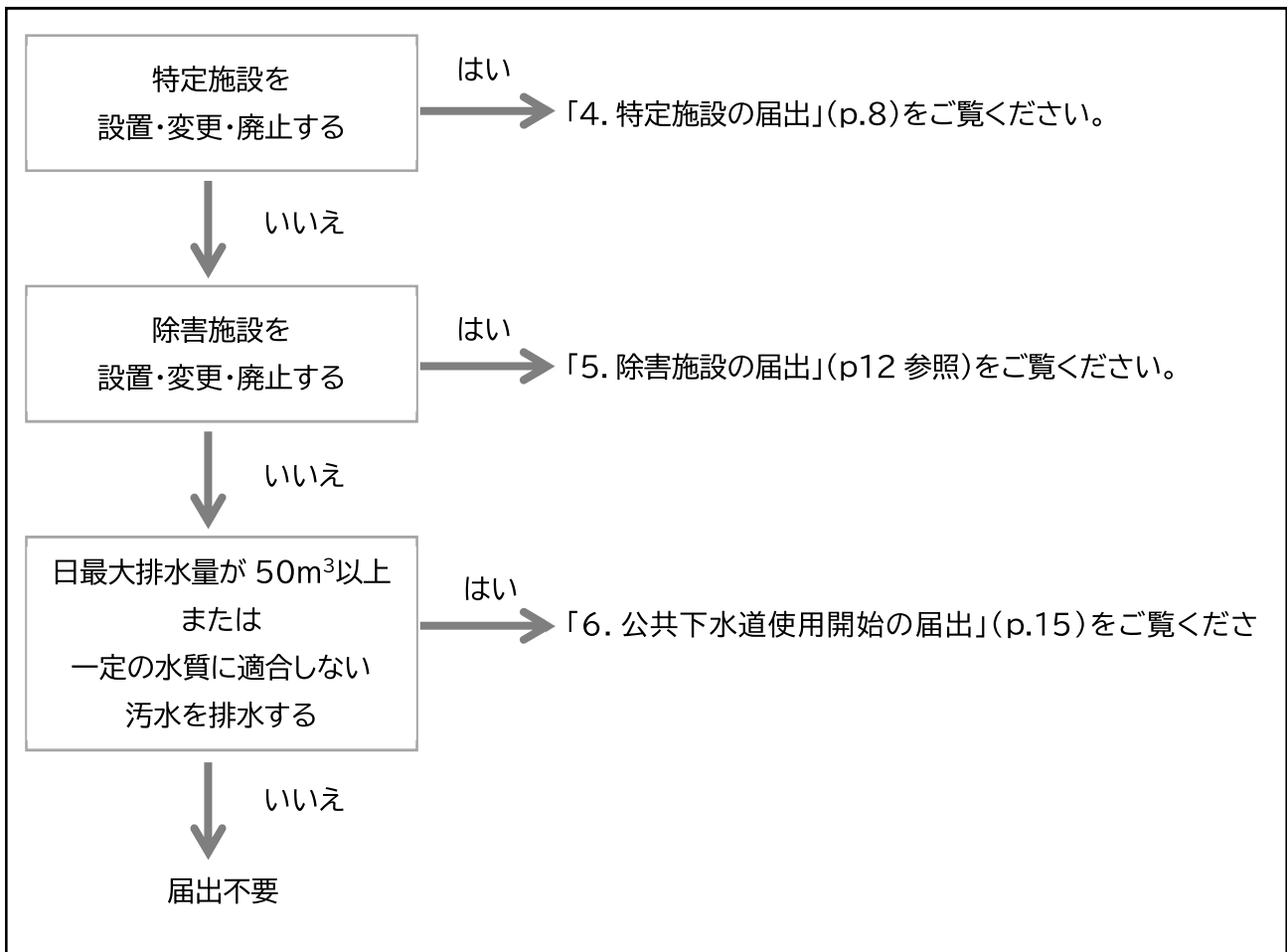


図1 届出の要・不要の確認フロー

3. 届出書の入手と提出方法について

(1) 届出書の入手方法

① ホームページからダウンロードする場合

横浜市のホームページより必要な様式をダウンロードしてください。

横浜市役所トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 環境・公園・下水道 > 生活環境の保全 > 下水道 > [届出書等\(ダウンロード\)](#)

検索サイトから探す場合は、 で検索してください。

② 窓口で入手する場合

横浜市庁舎27階の下水道河川局水質課の窓口で届出書様式（紙）を配布しています。
メールでのお問い合わせも承ります。

(2) 届出書の提出方法

① 窓口で提出する場合

横浜市庁舎27階の下水道河川局水質課の窓口に必要な届出書2部を持参してください。

② 窓口に郵送する場合

必要な届出書2部に返信用封筒（必要な金額の切手を貼付したもの）を同封して郵送してください。

③ 横浜市電子申請・届出システムを利用する場合

全ての届出について、横浜市電子申請・届出システムで届出が可能です。

[横浜市電子申請・届出システム ホーム](#) > [手続き一覧（事業者向け）](#) > [【下水道】特定施設\(下水道法\)・除害施設\(下水道条例\)に関する手続](#)

※右の二次元バーコードから手続き画面にアクセスできます。



届出は、届出法人の従業員が行ってください。届出前に事業者としての利用者登録が必要です。個人の登録では受け付けられませんのでご注意ください。ご不明な点は、横浜市電子申請・届出システム上のチャットサポートにお問い合わせください。

【お問い合わせ・届出書提出先】

横浜市 下水道河川局 水質課 工場排水担当

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10（横浜市役所27階）

電話：045-671-2835 ファクス：045-550-4183

メールアドレス：gk-kouhai@city.yokohama.lg.jp



(3) 届出書作成における注意事項

- ・ 紙で届出をする場合は2部ご用意ください。1部は受付後に副本としてお返ししますので、事業場で保管してください。横浜市電子申請・届出システムを利用する場合は、副本はありません。
- ・ 手書きで届出書を作成する場合は、ボールペン等を使ってください（鉛筆や消えるボールペンで記入したものは受け付けることができません）。
- ・ 届出書は、できる限り A4 サイズに統一してください。図面等大きいサイズ書類は、A3 サイズにおさまるように作成してください。紙で提出する場合は、A3 サイズで印刷したものは、A4 サイズに折りたたんで綴ってください。
- ・ ステープラー綴じ、フラットファイル綴じ、インデックスラベル、間紙は不要です。
- ・ 届出者は、法人の場合は、原則として法人の代表者です。所長名義等で届出を代理提出する場合は、届出書に委任状を添付してください。
- ・ 窓口への届出は、届出法人の従業員等が行ってください。

(4) 事業場の下水の排除方法（合流式／分流式）を確認する方法

下水の排除方式は、合流式と分流式があります。


合流式では、汚水も雨水も同一の下水道管を通り、水再生センター（下水処理場）に運ばれます。雨水も含めてすべての排水が水再生センターで処理されます。

分流式では、汚水は、汚水管を通過して水再生センターへ、雨水は、雨水管を通過して河川や海などの公共用水域に排水されます。このため、分流地域にある特定事業場では、敷地内に降った雨水は下水道法ではなく水質汚濁防止法で規制されます。


届出の中に、事業場が公共下水道に接続している排出口の数を合流式/分流式（汚水管・雨水管）の別に記入していただきます。事業場の排除方式が合流式か分流式かは、「だいちゃんマップ」で検索できます。検索サイトから探す場合は、 で検索してください。

<横浜市行政地図情報提供システム トップページ>

<だいちゃんマップ 利用規約>



横浜市行政地図情報提供システム



[トップページ](#) > [利用規約](#)

だいちゃんマップ

公共下水道台帳図情報「だいちゃんマップ」のご利用にあたって

このページでは、横浜市の下水道台帳図の内容及び供用区域の範囲を簡単な操作で知ることができます。

はじめにお読みください

本サイトで使用している地図情報の縮尺等はこちらをご覧ください。 → [地図情報の縮尺等](#)

下水道台帳図の操作方法についてはこちらをご覧ください。 → [操作方法](#)

下水道台帳図の利用についてはこちらをご覧ください。 → [利用上の注意](#)

地図が印刷出来ない等のお問い合わせが増えていきます。本システムの「印刷」機能は、ブラウザのポップアップウィンドウを利用していますので、当サイトへのポップアップを許可してご利用下さい → [よくある質問 Q1. 地図画面や印刷画面が表示されません](#)

ご利用に際しましては、以下の利用条件に同意の上お進みください。

（内水）浸水想定区域（内水ハザードマップ）について

内水ハザードマップは、大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水区域や水深などの様々な情報をまとめたマップです。地下街、地下室、地下駐車場などの道路より低い宅地では、浸水の程度に関わらず、浸水時には急激に雨水が入り込む危険性があります。内水ハザードマップの浸水想定区域図は、平成30年度末の河川や下水道施設等の整備状況及び地盤の高さを反映して横浜市環境創造局が作成したものです。

雨の降り方によっては、浸水区域や浸水深さがこの区域と異なることがあります。

なお、降雨量の想定条件は以下のとおりです。

- ・ 想定最大規模降雨（153mm/h）

（災害用ハマッコトイレ）

地域防災拠点等に整備を進めている下水直結式仮設トイレの設置可能位置を示したマップです。

耐震性の高い管を採用しており、災害時に地域防災拠点のトイレ機能を確保します。

同意する

同意しない

<だいちゃんマップ 郵便番号・住所から探す>



横浜市行政地図情報提供システム



[トップページ](#) > [利用規約](#) > [位置選択](#)

表示マップ: だいちゃんマップ

郵便番号・住所から探す

郵便番号・住所またはその一部を入力してください。

中区本町6丁目50番地の10 検索

住所から検索 地番から検索

- ・ 住所一覧から選択する場合はこちら
- ・ 地番一覧から選択する場合はこちら

目録物から探す

目録物施設の名称やその一部を入力してください。

入力例:横浜市役所など 検索

地図から探す

地図上でクリックすると、クリックした位置の地図を表示します。



6

< だいちゃんマップ 検索結果 (公共下水道台帳図) >

横浜市行政地図情報提供システム

だいちゃんマップ

現在地 横浜市中区本町6丁目付近

表示切替

- 公共下水道台帳図
- 公共下水道台帳図 凡例はこちら
- 公共下水道供用開始区域図
- 合流式
- 分流式
- 浸透施設設置判断マップ
- 雨水浸透施設の設置可能地
- 河川
- 【内水】浸水想定区域 (想定最大規模)
- 0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m
- 0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m

住所一覧から検索

目標物・施設一覧から検索

公共下水道台帳平面図 凡例

	合流管及びマンホール
	分流污水管及びマンホール
	分流雨水管及びマンホール
	接続樹 (合流・污水・雨水)

< だいちゃんマップ 検索結果 (公共下水道台帳図) >

横浜市行政地図情報提供システム

だいちゃんマップ

現在地 横浜市中区本町6丁目付近

表示切替

- 公共下水道台帳図
- 公共下水道台帳図 凡例はこちら
- 公共下水道供用開始区域図
- 合流式
- 分流式
- 浸透施設設置判断マップ
- 雨水浸透施設の設置可能地
- 河川
- 【内水】浸水想定区域 (想定最大規模)
- 0 ≤ 浸水深 (m) < 0.02m
- 0.02 ≤ 浸水深 (m) < 0.2m

住所一覧から検索

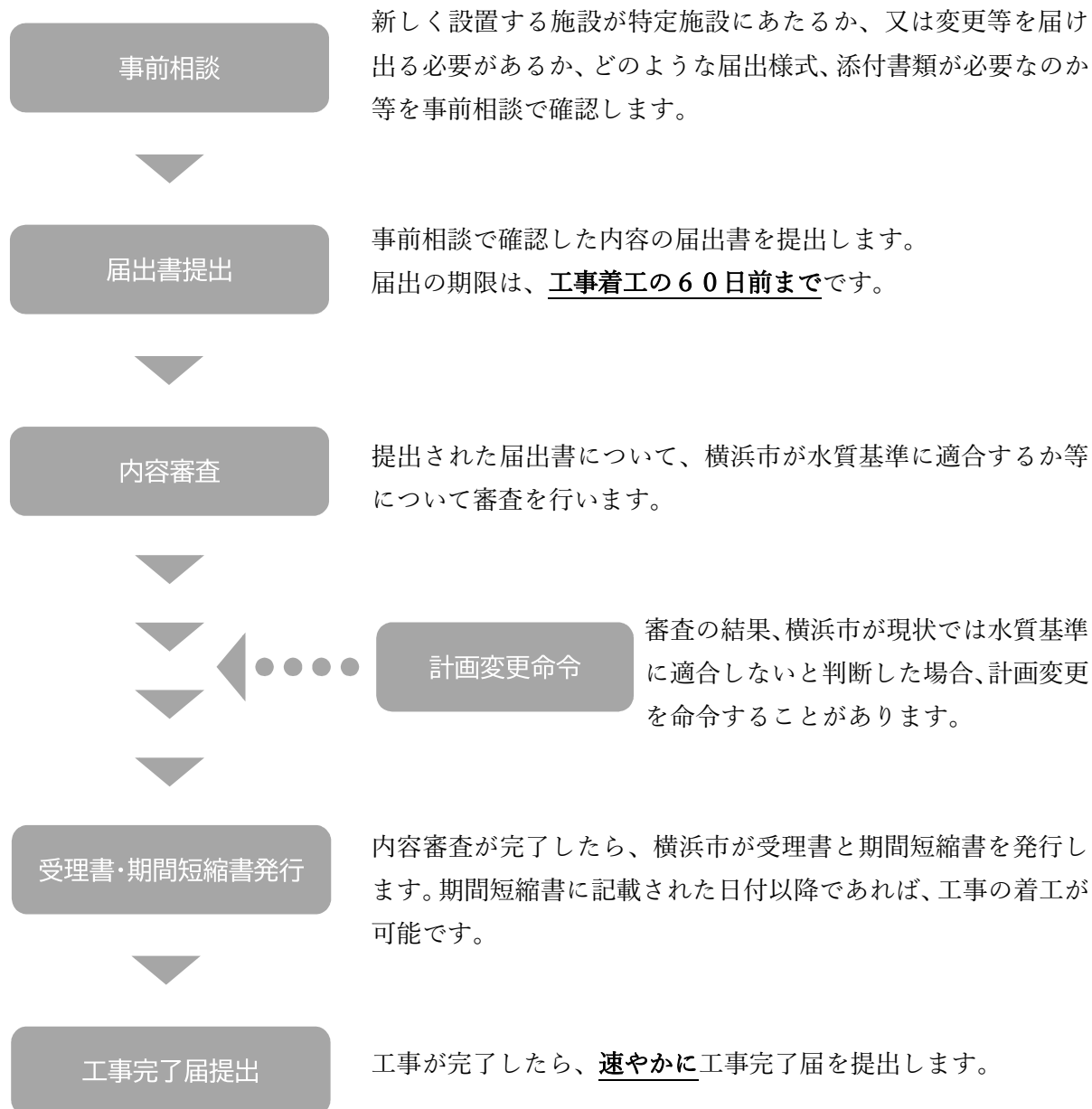
目標物・施設一覧から検索

4. 特定施設の届出

(1) 届出の流れ

① 特定施設の設置、構造等の変更に係る届出

特定施設を新しく設置しようとする場合、すでに設置している特定施設の構造、使用の方法及び汚水の処理方法の変更、下水の量及び水質などを変更しようとする場合の流れは次の通りです。
工事着工¹の60日前までの届出が必要です。余裕をもってご相談ください。



¹ 特定施設が機械器具である場合は据付工事、建築物である場合は基礎工事の着工の60日前です。

② 特定施設の使用廃止に係る届出

特定施設の撤去や排水管の切り離しなどにより使用を永久に停止した時は、その日から30日以内に届出が必要です。

なお、当該特定施設の使用方法を変更することで別の特定施設にあたる場合（特定施設の種類の変更）は、事前に特定施設の設置の届出をするとともに、事後に特定施設の使用の廃止の届出をする必要がありますのでご注意ください。

③ 氏名の変更等に係る届出

特定施設の届出に関して、以下の事項に変更があった時は、その日から30日以内に届出が必要です。

- ◇ 申請者の住所、氏名、名称、法人にあってはその代表者の氏名（役職+氏名）
- ◇ 工場又は事業場の名称、所在地の表記

④ 承継に係る届出

届出がなされている特定施設を譲り受けたり借り受けたりした時は、その日から30日以内に届出が必要です。相続、合併又は分割により特定施設を承継した場合も同様です。

(2) 届出書の種類

①の届出は、「鑑」+「共通様式」+「添付資料」をセットにして提出します。「鑑」は、【公共下水道の使用に関する届出書】と【特定施設の設置に関する届出書】の中から該当するものを選択して使用します。「共通様式」は、様式第1号を使用します。「添付資料」は、参考資料の最後にある一覧から届出内容に該当するものを添付します。

②～④の届出は、「鑑」のみの提出が基本です。なお、②と④は「添付資料」が必要な場合もあります。

表2 特定施設の設置に係る様式一覧

【公共下水道の使用に関する届出書の鑑】

届出書の種類	届出を要する場合	届出の期限
公共下水道使用開始（変更）届 （様式第四（第六条関係））	日最大で50m ³ 以上の量又は表1（p.2）に適合しない水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする場合及び届出内容を変更しようとする場合（法第11条の2第1項）	あらかじめ
公共下水道使用開始届 （様式第五（第六条関係））	上欄の届出の対象とならない特定施設の設置者が公共下水道を使用しようとする場合（法第11条の2第2項）	あらかじめ

【特定施設の設置に関する届出書の鑑】

届出書の種類	届出を要する場合	届出の期限
特定施設設置届出書 ² (様式第六(第八条関係))	公共下水道を使用する者が、特定施設を新たに設置しようとする場合 (法第12条の3第1項)	設置の60日前まで (実施制限期間60日)
特定施設使用届出書 (様式第七(第九条関係))	公共下水道を使用している者が設置している施設について、その施設が新たに特定施設に指定された場合(法第12条の3第2項)	特定施設になった日から30日以内
	既に特定施設を設置している者が、新たに公共下水道を使用する場合(法第12条の3第3項)	公共下水道を使用することになった日から30日以内
特定施設の構造等変更届出書 (様式第八(第十条関係))	既に特定施設設置届出書及び特定施設使用届出書を届け出た者が、特定施設の構造、特定施設の使用の方法、特定施設から排出される汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとする場合(法第12条の4)	設置の60日前まで (実施制限期間60日)
特定施設設置(構造等変更)工事完了届出書(様式第3号)	特定施設の設置又は構造等の変更の工事が完了した場合(要綱第5条)	速やかに
氏名変更等届出書 (様式第十(第十二条関係))	届出者が届出内容のうち氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合 (法第12条の7)	変更した日から30日以内
承継届出書 (様式第十二(第十三条関係))	届出者の地位を承継した場合 (法第12条の8第3項)	承継した日から30日以内
特定施設使用廃止届出書 (様式第十一(第十二条関係))	特定施設の使用を廃止した場合 (法第12条の7)	廃止した日から30日以内

【様式】

様式の種類	使用できる特定施設	添付資料
共通様式(様式第1号)	いずれの特定施設にも対応	参考資料内 添付書類一覧参照

² 旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設(温泉を利用するものを除く)に係わるものについては「特定施設設置届出書」の届出対象から除かれますが、公共下水道使用開始(変更)届(様式第四)又は公共下水道使用開始届(様式第五)が必要となります。

(3) 届出書の構成

① 事業場を新しく開設して特定施設を設置しようとする場合

水質基準の項目を含む排水あり：

「公共下水道使用開始（変更）届」＋「特定施設設置届」＋「共通様式」＋「添付資料」

水質基準の項目を含む排水なし：

「公共下水道使用開始届」＋「特定施設設置届」＋「共通様式」＋「添付資料」

② 現在設置している特定施設を更新しようとする場合

排水量、項目等の変更あり：

「公共下水道使用開始（変更）届」＋「特定施設設置届」＋「共通様式」＋「添付資料」

排水量、項目等の変更なし：

「特定施設設置届」＋「共通様式」＋「添付資料」

※いずれの場合も、更新作業の終了後「特定施設使用廃止届出書」の提出が必要です

③ 現在使用している特定施設の使用方法等を変更する場合

排水量、水質等に変更あり：

「公共下水道使用開始（変更）届」＋「構造等変更届」＋「共通様式」＋「添付資料」

排水量、水質等に変更なし：

「構造等変更届」＋「共通様式」＋「添付資料」

④ 現在使用している特定施設を廃止する場合

全ての特定施設を廃止：

「特定施設使用廃止届」のみ

特定施設の一部を廃止（水量、水質に変更あり）：

「公共下水道使用開始（変更）届」＋「特定施設使用廃止届」＋「添付資料^{※1}」

特定施設の一部を廃止（水量、水質に変更なし）：

「特定施設使用廃止届」＋「添付資料^{※1}」

※1 廃止される特定施設が分かるリスト、配置図、用水排水バランスシート等

⑤ 法人代表者の氏名を変更する等の場合

「氏名変更等届」のみ

⑥ 特定施設を承継する場合

全ての特定施設を承継：

「承継届」のみ

一部の特定施設を承継：

「承継届」＋「添付資料^{※2}」

※2 承継する特定施設が分かるリスト、配置図、用水排水バランスシート等。

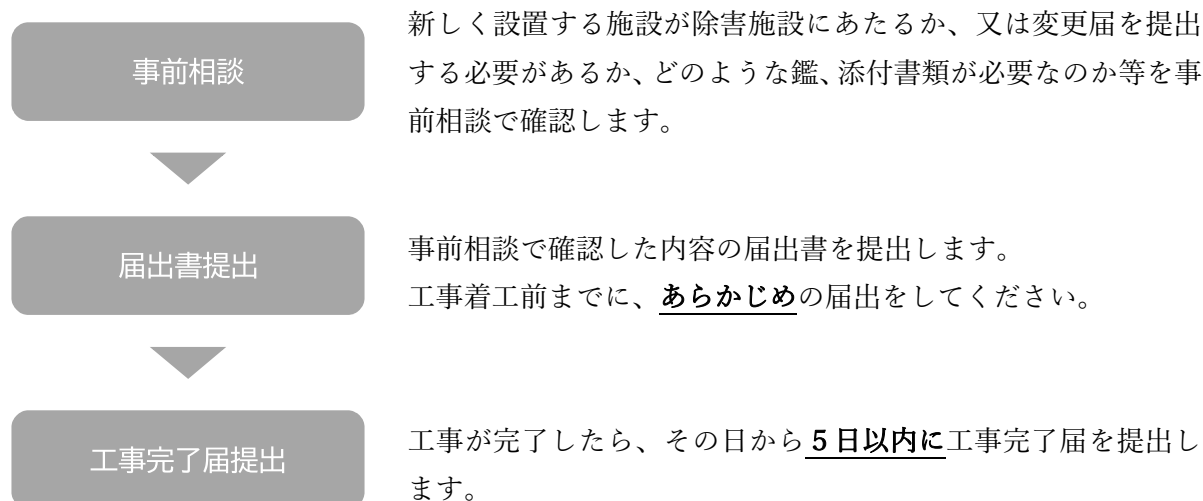
なお、被承継者は「構造変更届」の届出が必要になる場合があります。

5. 除害施設の届出

(1) 届出の流れ

① 除害施設の設置等に係る届出

特定施設を持たない事業場が、除害施設を新しく設置する場合、増設、改築、届出事項を変更する場合の流れは次の通りです。工事着工前までに、あらかじめの届出が必要です。余裕をもつてご相談ください。



② 除害施設の使用廃止に係る届出

除害施設の使用を廃止した場合は、速やかに届出が必要です。

③ 氏名等の変更に係る届出

届出者の住所、氏名、法人の場合は名称、代表者の氏名（役職+氏名）、事業場の名称、所在地の表記を変更した場合は、速やかに届出が必要です。

④ 承継に係る届出

届出がなされている除害施設を承継した場合は、速やかに届出が必要です。

(2) 届出書の種類

①の届出は、「鑑」+「除害様式」+「添付資料」をセットにして提出します。「鑑」は、【公共下水道の使用に関する届出書】と【除害施設の新設等に関する届出書】の中から該当するものを選択して使用します。「除害様式」は、様式第2号を使用します。「添付資料」は、参考資料の最後にある一覧から届出内容に該当するものを添付します（特定施設に係る資料は不要です）。

②～④の届出は、「鑑」のみの提出が基本です。なお、②と④は「添付資料」をつけて提出する場合があります。

表3 除害施設の設置に係る様式一覧

【公共下水道の使用に関する届出書の鑑】

届出書の種類	届出を要する場合	届出の期限
公共下水道使用開始（変更）届 （様式第四（第六条関係））	日最大で 50m ³ 以上の量又は表 1（p.2）に適合しない 水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする 場合及び届出内容を変更しようとする場合 （法第 11 条の 2 第 1 項）	あらかじめ
公共下水道使用開始届 （様式第五（第六条関係））	上欄の届出の対象とならない特定施設の設置者が公 共下水道を使用しようとする場合 （法第 11 条の 2 第 2 項）	あらかじめ

【除害施設の新設等に関する届出書の鑑】

届出書の種類	届出を要する場合	届出の期限
除害施設新設等届出書 （第 7 号様式（第 11 条第 1 項））	公共下水道を使用する者が、除害施設を新たに設置し ようとする場合、又は既に除害施設を設置している事 業場が新たに公共下水道を使用する場合 （条例第 7 条第 1 項） 届出者が除害施設新設等届出書の届出内容の除害施 設の種類、汚水を排出する施設の構造及び使用の方 法、除害施設の汚水の処理の方法、下水の量及び水質、 用水及び排水の系統を変更しようとする場合 （条例第 7 条第 1 項）	あらかじめ
除害施設新設（増設・改築） 工事完了届出書 （第 8 号様式（第 11 条第 5 項））	除害施設新設等届出書に基づく工事が完了した場合 （条例第 7 条第 2 項）	工事完了し た日から 5 日以内
氏名等変更届出書 （第 7 号様式の 2（第 11 条第 2 項））	届出者が届出内容の氏名又は名称及び住所並びに法 人にとっては、その代表者の氏名、工場又は事業場の 名称及び所在地を変更した場合（条例第 7 条第 1 項）	速やかに
承継届出書 （第 7 号様式の 4（第 11 条第 3 項））	届出者の地位を承継した場合 （条例第 7 条第 1 項）	速やかに
除害施設使用廃止届出書 （第 7 号様式の 3（第 11 条第 2 項））	除害施設の使用を廃止した場合 （条例第 7 条第 1 項）	速やかに

【様式】

様式の種類	使用できる除害施設	添付資料
除害様式（様式第 2 号）	いずれの除害施設にも対応	参考資料内 添付書類一覧参照

(3) 届出書の構成

① 事業場を新しく開設して除害施設を設置しようとする場合

「公共下水道使用開始（変更）届」＋「除害施設新設等届」＋「除害様式」＋「添付資料」

② 現在設置している除害施設を更新しようとする場合

「公共下水道使用開始（変更）届」＋「除害施設新設等届」＋「除害様式」＋「添付資料」

※更新作業の終了後「除害施設使用廃止届」の提出が必要です

③ 除害施設の増設、改築、届出事項を更新しようとする場合

排水量、規制項目等の変更あり：

「公共下水道使用開始（変更）届」＋「除害施設新設等届出書」＋「除害様式」＋「添付資料」

排水量、規制項目等の変更なし：

「除害施設新設等届出書」＋「除害様式」＋「添付資料」

④ 現在使用している除害施設を廃止する場合

全ての除害施設を廃止：

「除害施設使用廃止届」のみ

除害施設の一部を廃止（水量、水質に変更あり）：

「公共下水道使用開始（変更）届」＋「除害施設使用廃止届」＋「添付資料^{※3}」

除害施設の一部を廃止（水量、水質に変更なし）：

「除害施設使用廃止届」＋「添付資料^{※3}」

※3 廃止される除害施設が分かるリスト、配置図、用水排水バランスシート等

⑤ 法人代表者の氏名を変更する等の場合

「氏名等変更届」のみ

⑥ 除害施設を承継する場合

全ての除害施設を承継：

「承継届」のみ

一部の除害施設を承継：

「承継届」＋「添付資料^{※4}」

※4 承継する除害施設が分かるリスト、配置図、用水排水バランスシート等。

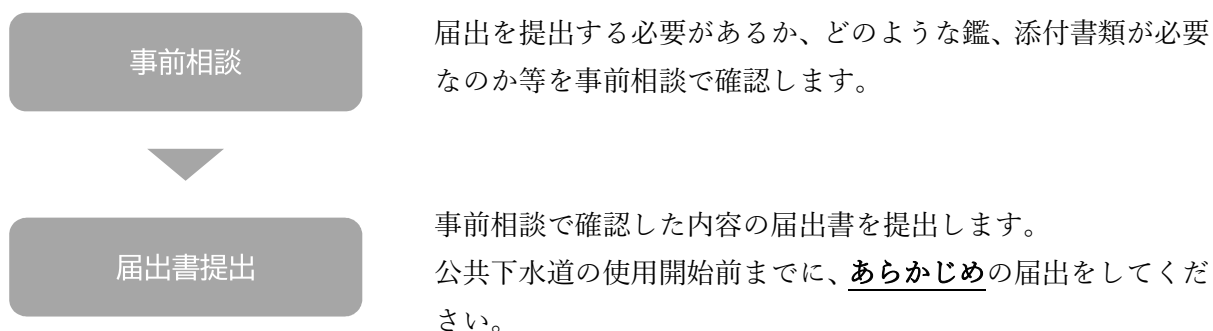
なお、被承継者は「除害施設新設等届」等の届出が必要になる場合があります。

6. 公共下水道使用開始の届出

(1) 届出の流れ

① 公共下水道使用開始に係る届出

特定施設、除害施設を持たない事業場が、日最大排水量が 50m³ 以上、または、一定の水質（表 1 参照）に適合しない汚水を排水して公共下水道を使用しようとする場合、届出に係る下水の量又は水質を変更しようとする場合の流れは次の通りです。公共下水道の使用開始前までに、あらかじめの届出が必要です。余裕をもってご相談ください。



② 氏名等の変更に係る届出

届出者の氏名、名称、住所又は所在地、事業場の名称、所在地の変更、事業場の承継、廃止を行った場合は、届出が必要です。

(2) 届出書の種類と構成

①の届出は、「公共下水道使用開始（変更）届」+「添付資料^{※5}」をセットにして提出します。

②の届出は、「公共下水道使用開始（変更）届出の氏名等変更連絡」のみ提出してください。

※5 事業場への案内図、

敷地内の建物及び構造物の配置図、排水の系統図並びに公共下水道への接続図、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠（操業系統図、用水排水バランスシート）等

表4 公共下水道の使用の開始に係る様式一覧

届出書の種類	届出を要する場合	届出の期限
公共下水道使用開始（変更）届 （様式第四（第六条関係））	日最大で 50m ³ 以上の量又は表 1（p.2）に適合しない水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする場合及び届出内容を変更しようとする場合（法第 11 条の 2 第 1 項）	あらかじめ
公共下水道使用開始（変更）届出の氏名等変更連絡 （様式第 4 号（要綱第 6 条））	氏名等を変更した場合	—